

景文科技大学教員評価規定

(人 701)

2007年03月20日 2006学年度第16回管理会議にて可決
2007年03月27日 2006学年度第2学期第1回学務会議にて可決
2007年05月08日 2006学年度第2学期第2回学務会議にて修正可決
2008年12月16日 2008学年度第1学期第2回学務会議にて修正可決
2009年06月02日 2008学年度第19回管理会議にて可決
2009年06月09日 2008学年度第2学期第2回学務会議にて修正可決
2009年10月13日 2009学年度第6回管理会議にて可決
2009年10月20日 2009学年度第1回学務会議にて修正可決
2010年06月01日 2009学年度第18回管理会議にて修正可決
2010年06月15日 2009学年度第4回学務会議にて修正可決
2010年09月21日 2010学年度第4回管理会議にて修正可決
2010年10月19日 2010学年度第1回学務会議にて修正可決
2011年05月17日 2010学年度第18回管理会議にて修正可決
2011年06月14日 2010学年度第4回学務会議にて修正可決
2012年09月25日 2012学年度第5回管理会議にて修正可決
2012年10月16日 2012学年度第1回学務会議にて修正可決
2013年05月14日 2012学年度第19回管理会議にて修正可決
2013年06月11日 2012学年度第4回学務会議にて修正可決
2015年05月19日 2014学年度第18回管理会議にて修正可決
2015年06月09日 2014学年度第4回学務会議にて修正可決
2017年02月07日 2016学年度第11回管理会議にて修正可決
2017年02月17日 2016学年度第2学期第1回本学教員評価委員会にて修正可決
2017年04月18日 2016学年度第3回学務会議にて修正可決
2019年09月06日 2019学年度第1学期第1回本学教員評価委員会にて修正可決
2019年10月15日 2019学年度第1回学務会議にて修正可決

第1条 景文科技大学（以下、「本学」）は、教員の教学、研究、指導・役務の成績向上のため、また教員の昇進、雇用継続、雇用停止、契約継続停止、奨励の重要な参考とするため、大学法第21条の規定に基づき本学の教員評価規定（以下、「本規定」）を制定する。

第2条 本学の編制に入れられる各階層の専任教員は全て本規定に従い毎年評価を受ける。ただし下記のいずれかに該当する場合、評価は免除されるが、評価を申請することもできる。

- 一、無給休職、有給休職、病気休暇延長、勤務が1年未満である。
 - 二、次学年での定年退職を申請する。
 - 三、女性教員が出産休暇を申請する。
 - 四、長期雇用教授。
 - 五、前1学年度の評価で優良および傑出教員を取得した。
- 本学の教授が傑出教員を取得した場合、3年間評価が免除される。

第3条 本学の教員の評価範囲には、教学成績、研究成績、指導・役務成績の3大項目がある。

第4条 教学の成績評価の指標項目：

- 一、教学準備の成績。
- 二、教学授業の成績。
- 三、教員の課外相談の状況。
- 四、教学と管理の協働。
- 五、教学の受賞状況。
- 六、その他教学に関連する事項。

- 第 5 条 研究の成績評価の指標項目：
- 一、論文の発表と著作の出版。
 - 二、創作または特許の成果。
 - 三、専門研究計画。
 - 四、産学研究成果。
 - 五、その他特殊な成績。
- 第 6 条 指導の成績評価の指標項目：
- 一、担任教師の成績。
 - 二、学生の詳細な指導。
 - 三、学生のサークル指導。
 - 四、その他の学生指導の貢献。
- 第 7 条 役務の成績評価の指標項目：
- 一、管理役務の成績。
 - 二、募集役務の成績。
 - 三、教育役務の成績。
 - 四、学術役務の成績。
 - 五、社会役務の成績。
 - 六、学校の名誉向上役務の成績。
 - 七、その他役務の成績。
- 第 8 条 教務課、開発課、学務課（以下、「管理部門」）は、教学、研究、指導・役務の3大評価指標項目に分けて各評価合格成績実施要綱を制定し管理会議での審議を受け、教員評価のための重要な審査根拠とする。
- 第 9 条 教員の評価は三級三審制を採用する。評価対象教員は、各階層の教員評価委員会の審議の前に、当年の教員評価作業スケジュールの日付に従い「教員自己評価」項目システムに入力した後、各管理部門が教学、研究、指導・役務の3大項目の成績審査を行う。期限までに入力しなかった場合、事後入力はできない。
- 第 10 条 各学院は評価の 2 か月前までに、学術部門評価名簿を確認し、本学教員評価委員会に送付する。人事室は教員評価スケジュールを制定し、始業までに教員評価を完了する。
- 第 11 条 教員の評価結果とその内容：
- 一、合格：
 - (一) 3 項目とも合格。
 - (二) 教学項目が合格で、他の 2 項目のうち 1 項目の成績が突出。
 - 二、改善が必要：
 - (一) 教学項目が合格で、他の 2 項目が不合格、または 1 項目だけが合格。
 - (二) 教学項目が不合格で、他の 2 項目が合格、または 1 項目の成績が突出。
 - (三) 教学項目が不合格で、他の 2 項目の成績が突出している。
 - 三、不合格：
 - (一) 教学項目が不合格で、他の 2 項目のうち 1 項目だけが合格。
 - (二) 3 項目とも不合格。
 - 四、受けるべき評価を受けなかった場合は不合格とみなす。

- 第 12 条 各管理部門は「教学」、「研究」、「指導・役務」各種の優良および傑出教員の選出要綱、選出手順、選出委員会の設立方法を制定し、本学教員評価委員会の審議を受ける。
- 第 13 条 各学院は推薦要綱を制定し、院務会議にて可決した後、当該要綱に基づいて、教学、研究、指導・役務の3項目の評価成績が合格成績基準に達し、具体的業績を持つ教員を定員の最高 20%まで推薦し、選出委員会に送り優良または傑出教員の選出を依頼する。
- 第 14 条 教員の年度評価の結果は下記の規定に従い処理する：
一、合格：基本給または年功給を一級上げる。
二、改善が必要：元の給与の級は変更せず、次学年度には昇進申請ができない。授業時間を超えてはならず、校外での授業を行ってはならない。また当年度の年末業績賞与は減額する。
三、不合格：元の給与の級は変更せず、次学年度には昇進申請ができない。授業時間を超えてはならず、校外での授業を行ってはならない。また当年度の年末業績賞与は支給しない。
教員が年度評価に合格したことは、年末業績賞与の支給額度の参考とする。本規定第 2 条第 1 款の有給休職で評価が免除される教員が重要な役務に参加する場合、学長が給与階級を上げるかを確認する。無給休職ならびに有給休職の教員は次学年元の給与の級は変更しない。他の各款は進級させることができる。評価免除教員が評価を受けることを選択し、その評価結果が合格である場合、優良および傑出教員の選出対象となることができる。
- 第 15 条 各学院が推薦し選出対象とする教員は、各管理部門の選出委員会がその成績に従い「教学」、「研究」、「指導・役務」各項目の優良および傑出教員を選出し、本学教員評価委員会の審議を受けるならば、優良および傑出教員は重複して選考対象となることができる。各項目の優良教員は最高 10 人までとする。優良教員から傑出教員を選出する。各項目は最高 3 人までとする。
前項の傑出ならびに優良教員選出者は表彰盾1枚と公開の表彰を受けるほか、本学教職員年末業績賞与実施規定に従い業績賞与が支給される。傑出教員賞の表彰に当たってはその成果を開示し、教員専門セミナー時に経験を提供し、本学の教員が見学できるようにし、改善が必要な教員と不合格教員の指導を援助する。優良教員賞を受賞した教員は新入教員の指導を援助する。
- 第 16 条 評価結果が、改善が必要または不合格になった者に対して、学術部門は適切な関心と援助を与える。連続 2 年評価結果が「不合格」または連続 3 年で 1 回も「合格」となっていない者は、各階層の教員評価委員会に提出し、次学年の契約継続停止の審議対象とする。
- 第 17 条 評価対象教員が評価結果に不服である場合、獲評価結果の通知を受けてから 1 か月以内に学院、学部（所、学位課程）または管理部門に再審査を申請する。それでも不服の場合は本学教員評価委員会に再審査を申請することができる。再審査は 1 回限りとする。
本学教員評価委員会の決定にも不服である場合、学校教員申立て評議委員会に申立てを提出することができる。
- 第 18 条 本学専門技術者の評価は本規定に従って行う。
- 第 19 条 本規定で網羅されていない事項は本学の他の関連規定に従う。
- 第 20 条 本規定は学務会議にて可決され、学長の承認後に公布・実施される。